

鳥栖市監査告示第7号

令和5年2月13日

財政援助団体等監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

小石 弘和

地方自治法第199条第14項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 鳥栖市防犯協会
2. 改善措置内容 別添のとおり

## 令和4年度財政援助団体等監査結果に係る措置について

監査の対象	鳥栖市防犯協会
-------	---------

### 【注意・検討を求める事項】

#### ◆収入事務

##### ○収入命令書について

鳥栖市防犯協会の収入に関し、収入命令書（収入伺書）が作成されていないものが見受けられた。

### 【措置内容】

令和4年度につきましては、早急に収入命令書を作成し、是正いたします。今後も収入事務については、事務処理規程を遵守し、処理を徹底いたします。

### 【注意・検討を求める事項】

#### ◆支出事務

##### ○支払の証明について

鳥栖地区防犯協会連合会負担金を支出しているが、当該負担金支払の証明となる領収書等が支出命令書（支出伺書）に添付されていない。

### 【措置内容】

令和4年度につきましては、早急に領収書を作成し、是正いたします。今後も支出事務については、事務処理規程を遵守し、支払いを証する書面等の添付を徹底いたします。